

平成24年度 第1回鳥取市景観形成審議会 議事録 要旨

日時：平成24年5月24日（木）10：00～12：10

場所：鳥取市役所本庁舎4階第2会議室

審議委員 芦澤喜武委員【会長】、中橋文夫委員【副会長】、平井覚委員（欠席）、
大北美知枝委員（欠席）、池本義隆委員、松島勇委員、西山靖代委員
熱田龍二委員、房安一也委員、中島英明委員、西垣文智委員

事務局 鳥取市都市整備部 大島英司部長、都市企画課 藤井光洋次長兼課長
山本勝信景観形成係長、前田琢磨主任、廣谷一茂技師
都市緑化推進室 坂本茂主査兼都市緑化フェア係長、鈴木陽子主幹

■ 議事内容

事務局>それでは定刻となりましたので、ただいまより平成24年度第1回鳥取市景観形成審議会を開催します。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします都市企画課長の藤井と申します。どうぞ、よろしくをお願いします。それでは、開会にあたり当審議会の会長であります芦澤様から、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく、お願いします。

芦澤会長) みなさん、こんにちは。今日は大変暑くなるようで、そろそろ夏を迎えるような感じですね。この間までは、寒いと言っていたのですが、急に暑くなるようです。この景観審議会という、非常に難しいことを審議していただく場に、皆様、出席していただきありがとうございます。私事ではありますが、60歳で仕事をやめてから、この10年間で十数回海外に出ました。4月には4回目のヨーロッパに行き、景観という目で、見て参りました。特にドイツでは、歴史的なものもあると思いますが、景観に対する住民意識が高いことが解りました。例えば、ロマンティック街道をフッセンから見て回りましたが、途中の都市や農村地帯でも美しい景観を保っていました。住民がそれなりの意識をしていることが解りました。日本でも新聞報道のあったケルン大聖堂横のビル建設についても、ケルン市民は景観を重視し建設反対運動で、3棟建設されるところを1棟だけの建設にしております。ケルン大聖堂を見るには、あまり邪魔ではないのですが、ただ中に入ってくる道路から見た場合、どうも邪魔だということで、ケルン市民は景観を重視した判断をしています。また、ブタペスト駅や橋の設計で有名なエッフェルが設計したパリのエッフェル塔も、許される場所については、残ってきている歴史があります。それと同様に、シャンゼリゼ通りのコンコルド広場に1995年頃に大観覧車できたことがありました。これも、パリの街にそぐわないということで、最終的には撤去しています。そのようなことを見ていると、ヨーロッパの知性や感性は、非常に優れていると感じました。それは歴史と生活の中で生まれてきているものであって、それがそく日本に通

用するかと言えば、また別問題だと思います。これから鳥取も景観行政を行っていく訳ですが、住民の意識を啓蒙して行く行政を進めていかなければならないと感じながら帰ってまいりました。いろいろなことを申し上げましたが、これで、挨拶いたします。

事務局>ありがとうございました。次に大島都市整備部長が、ご挨拶申し上げます。

事務局>大島でございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。私共も、景観につきましてはできる限り、ただ景観専門の部署というものをなかなか置けないものですから、各課力を合わせて、景観を少しでも良くして行こうと努力したいと思っております。本日は、報告事項としまして、来年に迫ってまいりました「都市緑化とっとりフェア」、その中でも、直接会場のことではありませんが、前回審議会で指摘のありました市内の街路樹をもう少しなんとかできないかということがありました。市議会でも質問を受けたこともあり、まずモデル的な街路樹管理を向上させる場所を選定したことを報告させていただく予定です。また、議事にありますが「鳥取城跡観光推進計画（案）」というものを今年に入ってから、市民の方の意見を伺っているところです。これにつきまして、更に景観の観点を盛り込み、今後平成30年度までの大手筋整備等が、周辺景観と調和したものとなるように、「鳥取城跡観光推進計画（案）」の中に、景観の観点を強化していく考えです。当面はこの（案）のままで、いろいろな意見をいただきながら修正して行きたいと思っております。また、鳥取市屋外広告物条例を10月から施行することになります。その関連で都市計画審議会からいただいた意見であるとか、今後「屋外広告物条例」を市として、どのように市民の方に周知していくかといったことを審議いただければと思い、本日お集まりいただきました。我々の市の規模として、出来る限り関係部局との歯車をかみ合わせながら努力したいと思っておりますので、ぜひご意見ご鞭撻、よろしくお願いいたします。

事務局>続きまして、本審議会は本年度第1回目の審議会であります。4月の定期人事異動により事務局の職員が変わっておりますので、ここで紹介させていただきます。また併せて、本日説明のため出席しております職員についても紹介させていただきます。紹介は自己紹介で行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局>失礼します。4月1日付けで都市企画課に異動となりました景観形成係長の山本です。よろしくお願いいたします。

事務局>同じく景観形成係の前田です。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局>本年度4月より、景観形成係に配属になりました廣谷です。主に屋外広告物の関係を担当しています。今後ともよろしくお願いいたします。

事務局>第30回全国都市緑化とっとりフェア実行委員会事務局会場整備班の坂本です。よろしくお願ひします。

事務局>同じく都市緑化フェアの事務局におります。会場整備班の鈴木です。よろしくお願ひします。

事務局>それでは、審議に入る前に本日委員の皆様の出欠報告をさせていただきます。本日欠席は、平井委員、大北委員の2名でございます。従いまして、出席者9名でございます。11名の委員のうち過半数の方の出席をいただいておりますので、景観形成条例第31条第2項の規定により、当審議会が成立していただきますことを報告させていただきます。また、これより先、議事の進行は同条例第31条第1項の規定により、芦澤会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

芦澤会長) はい、それでは3報告事項(1)全国都市緑化とっとりフェアに係る会場整備計画について、報告させていただきます。特に緑化フェアに関しての報告は、湖山池周辺が会場になっています。湖山池周辺地域は、池の岸から約200mの範囲が、景観形成重点区域となっています。この区域の中で、一定規模以上の工事や土地の形質変更等を行うには、条例で届出を行うことになっています。県や市が行う行為ですから、このようなことについては順守されるでしょうが、一応報告をしていただくということです。特にフェアが終わった後、撤去するもの、残るもの、その残るものが景観に影響があるのかどうか、解るように報告をお願いします。

3 報告事項

(1) 全国都市緑化とっとりフェアに係る会場整備計画について

※事務局から資料①-1, ①-2を用いて報告：略

芦澤会長) はい、ありがとうございます。今、説明がありましたが、これについて何か質問等ありますか。

西垣委員) 説明を伺いました。資料全体に“とっとり”という言葉が多いのですが、この“とっとり”という言葉が、公園全体のことを指しているのか、使用する植物が鳥取産ということ指しているのか、解りにくいのですが。

事務局>冒頭でも説明しましたが、“鳥取流緑化スタイル”をテーマにしたナチュラルガーデンを目指しています。これは、身近な野山にある草花の美しさを再発見することということで、鳥取の草花について注目して行きたいと考えています。鳥取にあるものにも対応した形でのフェア展開にしたい考えが根底にあります。そのようなつもりで植物選定も行っていきます。

西垣委員) 鳥取産の植物をメインに植えられるということですか。

事務局>はい、そういうことです。

西垣委員) わかりました。

芦澤会長) その他にありますか。それでは私から、この東屋は残すのですか。

事務局>はい、東屋は残します。

芦澤会長) どの程度の大きさの東屋ですか。

事務局>大きさは、八角形で高さが2 m以上のものです。

芦澤会長) 一般的で、既製品の一番大きいものくらいですか。

事務局>既製品ではなくデザインされたものです。そんなに大きくはなくナチュラルガーデンに合うようデザインされたものです。

芦澤会長) それから、広い園路を造る計画ですが、この園路は残すのですか。

事務局>はい、残してイベント等が開催しやすい公園にしたいと考えています。

芦澤会長) そこに、植えた花や木をいくらか残していく計画ですか。

事務局>はい、残します。

芦澤会長) このような広い園路が必要かどうか問題だと思うのですが。

事務局>主要な園路については、6 mに拡幅します。将来的には今、金沢の方で造園業協会が行っております「花と緑のフェア」等をこちらの方でも開催していただければと考えています。

芦澤会長) これまで、お花畑ゾーン等いろいろなものを造ってきたけれども、まともに管理できていない状態に感じています。そのあたりをよく考えていただきたいと思います。それと、緑化フェアのあり方は、これで進んでいるので良いのですが、資料には山陰ジオパークの風景云々等、ものすごく良いことが書いてありますが、湖山池を会場として開催するメリットを、みなさんに訴えるものが乏しいと思います。このフェアが終わった後、湖山池周辺の景観が良くなったと実感できるものであって欲し

いと思っています。そこでフェアを行う価値、なぜ湖山池周辺で開催するのか、まずそこから考えて欲しいと思います。湖山池の景観やジオパークに指定してあること等が、加味されている部分は、こういうところですよというようなものがないといけないと思います。それがなければ、湖山池でなく、ただ広い他の場所で開催しても一緒だということになると思います。この資料の中に、そのようなことが出てこない、記載してある「鳥取の心」云々等について、みなさんに具体的に汲み取ってもらえないと思います。湖山池で開催するのであれば、そこにはこれまでの歴史と文化があり、それがあって初めて現在の景観が存在しています。そのようなことが全く解らない所に来て、ただ公園を見ても意味がないと思います。というような所を考えて欲しいと思います。

中橋副会長) 私も会場計画の委員に関係しておりまして、会長のご意見は、ごもっともだと思います。そのような議論も、初めにはありました。例えば、このようなつくりにしても、恐らく芝生広場から湖山池を見た景観は最高だと思います。ただ、そのようなビューポイントをどのあたりに設けようか、そういうことについては基本設計の段階から意見交換はありました。今後のことですが、ここからこのように見た湖山池がビューポイントであるというようなポイントの検討を行い、緑化フェアにおける湖山池のビューポイントをひとつのフレーズに入れることを検討するということをご提案させていただきます。

事務局>今、ハードの面については、中橋副会長に補足していただきましたが、ソフトの面ではジオパークと連動して、ジオパークで紹介する湖山池に関する内容を増やし、より理解していただきやすくするよう考えたいと思います。まだ会場整備に手を取られてはいますが、実際フェアの開催に当たっては、周辺の歴史や湖山池の魅力を理解していただけるソフトの連携についても、関係部局や地元の各団体と相談を始めているところですので、努力していきます。

芦澤会長) これから行うというのであれば良いと思います。というのも、そのようなものがないと、ただ湖山池周辺を会場に開催した価値がないと思います。ジオパークというのは、湖山池の形成の歴史が重要だと思います。その歴史のなかでも、亀井氏の樹木育成法度というものがありました。亀井氏の長男が青島に住み、その近辺に楮、椿、山椒、漆など九品目の樹木を推奨して植えさせていました。そういう歴史が伝えられています。この九品目を考えると、漆のように真っ赤になるものもあり、景観としてもなかなか良く風情のあるものです。このような歴史も踏まえたものとしてもらいたいと思います。もっとも、亀井氏は産業育成を目的に行ったものなのですが、我々は産業というよりは美観的なものとして捉えていくということを考えなければいけないと思います。そういう総合的なものとして、皆で議論していかねばいけないと思います。それともうひとつ大事なことは、「鳥取市緑の基本計画」に則って行うことです。私がこの事業に関し見るにつけ、この計画があまり加味さ

れていないように感じます。これを十分に活用しないでそっぽを向き、祭りのための祭りみたいな開催ではいけないと思います。

中橋副会長) そうですね。「緑の基本計画」における景観系統という部分があり、恐らく湖山池は位置付けられていると思います。それともうひとつ、ジオパークのなかでジオサイトというものがあります。ジオパークは広いのですが、自然公園は4%だけであとの96%には、何もかかっていません。ここは、景観形成重点区域でもありますし、今回のフェアを機会に、ジオサイトとしてきっちりと位置付けていけば良いのではと思います。恐らくジオサイトとして位置付けられると思いますが、鳥取県においては、扇ノ山と浦富、鳥取砂丘、そして湖山池もジオサイトにきっちりと位置付けていけば、これから全体計画の時にいろんな配慮ができます。そのようなマクロ的な視点からのケアをして行くというようなことが重要だと思います。

芦澤会長) その通りだと思います。その中で、ジオパークというものを考えるのであれば、湖山池を閉鎖空間にするのではなく、連続した生態系の中に組み込んでいかなければならないと思います。それをひとつ、頭に入れて考えてもらいたいと思います。だから、残るものは東屋と園路ですね。

事務局) はい。

池本委員) 後で現形復旧される“出会いの広場ゾーン”ですが、将来フェア終了時に、我々業界などのいろいろなイベントを開催するにしても、現形では駐車場が狭いと感じています。そのあたりを相当配慮していかないと、折角できた施設をイベントで使おうとしても、駐車するところがないということになりかねませんので、現形ということだけでなく、もう少し配慮した計画にしてもらいたいと思います。

芦澤会長) このように、議論することが大事です。湖山池周辺で、市はあまりないと思いますが、県や市が好き勝手に事業を行っています。例えば、高住の方の山をひとつ切っけてしまい、道路を直線にしています。そのように形状を変えても、景観条例に基づいた相談とかが全くありませんでした。国や県が実施することは、条例なんかどうでもよく、実施主体で勝手にしても良いのかというように、市民は思っけてしまいます。このように形状が変わった場所が、たくさんあります。折角、市の条例がある訳ですから、きちんと監視してもらいたいと思います。この事案についても、景観上全く考えずに実施はできないですから、今回、報告していただきました。それでは、よろしいですか。これらの意見を加味しながら考えてもらいたいと思います。それから(2)全国都市緑化とっとりフェアに伴う街路樹管理についてということで報告をお願いします。

3 報告事項

(2) 全国都市緑化とっとりフェアに伴う街路樹管理について

※事務局から資料②を用いて報告：略

芦澤会長) はい今、報告がありましたが、これについて何か質問等ありますか。

池本委員) あまりにも、取ってつけたような計画に感じています。今回、造園業協会の方で全路線について、どのくらいのレベルで管理がしてあるか調査しました。管理レベルを上げるというのは、現在行われている管理レベルに対してレベルアップするものであって、調査した路線は、ほぼゼロだと思っております。中でも山の手通りは、造園業協会がボランティアで、桜の整木をしています。先程出ました「鳥取市緑の基本計画」の中にも、市道の街路樹に関しても書いてあります。全く、そのようなことが実行されていない状態の中で、今後景観上どのような形で整備していくかを考えながら、きちんとした管理をしていくというのが基本だと思っております。特に街路樹というものには、その街の緑化意識が表れるものだと感じており、街路樹がきれいな街は、街全体がきれいにしているように思います。ですから、この4路線を見て、見えるところだけをきれいにしようとする計画に思えてがっかりしました。もう少し、考えていただけたらと思います。

中橋副会長) 私も県外から来ている人間として見ると、街路樹景観が機能的にはしりすぎていると感じます。本来樹木というものは、樹木の持つ本来の形というものがあります。樹木というのは、葉も落ちますから機能的に切り揃えてしまうようなことが多いです。そうではなく、まず都市全体の「緑の基本計画」がありますので、路線ごとに樹木を指定すれば、樹木の持っている良さを活かしつつの剪定方法があります。これは、東京農大の先生が詳しい本を書かれていますので、一度読んでみてください。このようなことをまねて、大阪や神戸では樹木剪定のマニュアルを作っています。マニュアルを作るのは良いのですが、その上の理念が大事で、ただ剪定するだけではなく、鳥取はこのようなビジョンを持って樹木管理を行っていますということがなければいけないと思います。これは、なかなか難しいことではあります。

芦澤会長) 基本的なことは、よく解ります。「緑の基本計画」に則たり、街路樹の維持管理が、現在までできていません。できていないから放っておいたりするのではなく、できていないのは、それだけ住民や業界の意識レベルが、そこまで達していないということだと思います。特にそれを引っ張っていくのは、造園業協会であると、私は思っております。従って、専門家がそのレベルに達していないと感じています。何も行政だけが悪い訳でなく、住民がそういう声を出していかなければならないし、参加もしなければなりません。この状態が、ここまで来たのですから、これから緑化フェアに向け、せめて街路樹があるところくらいは、きちんとした管理をこれからでもできることはやりましょうということです。全国よりお客さんが来る

訳ですから、もてなしの気持を持って迎えましょうということだと思います。このような話があります。ある外国人が、秋頃日本に来て、日本の街路樹は何か変な病気に罹っているのかと言ったそうです。それは何かというと、葉が落ちる前に剪定してしまうからです。鳥取でもそうです。プラタナスでも何でも、葉が落ちる前に落ちるとゴミになるからという理由で剪定してしまいます。このような状況を見て、その外国人は、そのような感想を持ったのだと思います。変な病気とはどのようなものか、私が思うに、我々が大事にしてきた日本の美しい四季というものが、秋が抜けて三季になってしまっていることだと思います。市民はゴミが出るから剪定しろと言うでしょう。そのことを市民の方に説得理解してもらうことが、緑化フェアの意義であると思います。ですから、今年はこれまでの剪定方法での管理はやめて欲しいと思います。剪定の技術的な方法として、切り詰めて行くのではなく、“透かし”をして欲しいと思います。このような技術的なことを検討し、少なくともこの路線だけは、来年までに美しくできればと思います。美しく見せるということは、足元をきれいにするということも含まれます。つまり、草を取って管理することで、このことを行うだけでも結構きれいに見えます。このようなことを造園業協会も、積極的に相談に乗ってやっていただきたい。何でも役所がすることではないと思っています。住民や業界が率先してやらなければいけないと思います。

中橋副会長) アダプト管理なんかと組み合わせながら、行うのも良いと思います。

中島委員) ひとつ質問をしてよろしいですか。街路樹の管理は、市においてはどこの課が行っているのですか。

事務局>道路課です。

中島委員) 街路樹を植えられた時、それが枯れたりした場合、すぐにアスファルト等で埋めてしまうのですが、そのような方法での処理にすべてなっているのですか。植え直すとかいう方法は取られないのでしょうか。

事務局>今、質問があったことについては、道路課が担当の部分ですが、私は以前、道路課の課長をしていましたのでお答えします。植栽が枯れたり、事故で無くなったりした箇所がありました。その箇所については、基本的に近隣の方に相談をして植え替えたりしておりました。ただやはり、道路沿線の利便性が第一優先になっており、木が枯れたりした場合は、取って欲しいという要望が多く、その要望を受けて埋めたりした箇所があります。

芦澤会長) 折角、植えたものだから、枯れたら植え替えるのが当たり前のことではないのですか。

中島委員) 近隣住民に相談ということですが、近隣住民とはどの程度の範囲ですか。

事務局>近隣住民とは、その沿線の方です。

中島委員) 町内会とかという範囲ではないのですね。

事務局>町内会ではありません。

中島委員) もし、植え替えて欲しいと言われれば、植えるのですか。

事務局>基本的には、植えるスタンスでいますが、やはりこの際、取って欲しいとの要望が多く取っていることが多いです。主に市道富安大路線といいまして、日交のバスセンターの通りですが、この沿線の方からは取って欲しいという要望がありまして、アスファルトで埋めたということがありました。

池本委員) なぜ、取って欲しいと言われるか解りますか。

事務局>いちばん大きいのは、駐車場への出入りに支障があるからだと考えています。

池本委員) 私の家は近所なので、その市道を頻繁に利用しています。しかし、ぜんぜん管理がしていないため、降雪があれば枝折れがひどいですし、街路樹自体の形も悪くなっています。また、支柱が倒れ、道路上に出てくることもあります。そのような部分が、非常に大きいと思います。私はこういう仕事をしていますから、あそこを通ると支柱や折れている枝を持って帰ったりしたこともあります。それは、きちんとした管理がされてなくきれいではないから、住民に愛着が湧かないのだと思います。県道を見ているとそのようなことが、ないと感じます。枯れたものは植え替えをしています。それなりにきれいに管理されていれば、住民の方も下に花を植えたりされているところもあります。当然、市道にもそのような箇所もあります。大路線でも、さつきが枯れてしまった花壇に、住民の方が花を植えたりしているところや草取りをきちんとされているところもあります。そのあたりを、基本的に考えないといけないのではないかと思います。

中島委員) 街路樹のメリットは、会長や他の方が言われています。道路を造るときに街路樹を植えることについて、行政の中で必要性を認めた上で植栽されていると思っています。ですから、住民が取って欲しいと言われるのは、それなりの理由からなのでしょうが、行政として“緑のまちをつくる”というスタンスを基本として、住民を説得啓発することも必要だと思います。

芦澤会長) 言われるとおりで、そのように行政のみなさんも努力しなければならないと思いま

す。過去には、木を植えると葉が落ちるので植えてくれるなというようなことがありました。そういう住民の意識を啓蒙向上させるのが、緑化フェアの目的のひとつです。現在の住民意識は、このようなレベルですから、徐々にでも向上していくよう努めていかなければいけないということだと思います。

中橋副会長) 緑について、機能的に防災という面をもう少し強調させてはいかがでしょうか。阪神淡路大震災の際には、街路樹の所で延焼が防げたり、街路樹が転倒する木を支えて道路の崩壊が防げたりしました。そういうように、街路樹には防災機能が備わっています。イチョウ等は燃えにくい木です。そういう機能をもう少し、訴えていくことです。このことは「緑の基本計画」にも書いてあります。そのようなことを織り交ぜながら、住民対応されたら良いのではないかと思います。

芦澤会長) 啓蒙の手法として防災面にも触れることで、住民の方の理解もしやすくなると思います。景観に関しても同じことで、景観審議会を理由にいろんなことを請求したりするのは、非常に難しいところがあります。ところが、建物で日照権や生活権にかかわってくると、すぐに理解してもらえます。これはひとつの手法だと思いますので、業界を含めたみなさんに、そういう意識を持っていただきたいと思います。役所だけが一生懸命していてもできないと思います。そのために、緑化フェアを開催するのですから、そのへんについても十分訴えて行くというのも、緑化フェア開催の意義だろうと思います。

事務局) >これまで、管理マニュアルというものはなかったのですが、緑化フェアに関し報告している街路樹管理以降、県の緑化マニュアルを準用し管理を行う予定です。この県のマニュアルは、道路だけでなくすべての緑化を対象としています。街路樹の管理については、実際、道路課が行うこととなりますが、都市企画課としては、景観という観点からの担当でありますので、それぞれが連携して機能的な部分だけでなく、景観面も考慮した管理を行っていきたいと考えています。

芦澤会長) 管理するためには、予算が必要です。実をいうと費用がかかります。ですから限界があります。緑を増やすというのは、公園にしても街路にしても管理に費用がかかります。そのように限界がありますから、できるだけ地域住民が、できることは自分たちで行うというようにならなければいけないと考えています。このような意識を高めることも、緑化フェアのひとつの役目だと思います。そうしないと、緑は増えて行かないと思います。大変難しい問題でしたが、これからみなさんも、十分に心して努めていただきたいと思います。それでは次の(3)旧岡崎邸の応急修理の経過報告について、報告をお願いします。

3 報告事項

(3) 旧岡崎邸の応急修理の経過報告について

※事務局から資料③を用いて報告：略

芦澤会長) はい今、報告がありました。この件について何か質問等ありますか。

熱田委員) この工事が終わった後、周辺地域の方の反応等どのような感じだったのでしょうか。そのような声が、もしあったのであれば教えていただければと思います。

芦澤会長) 地域社会の反応のことですか。そこは大事なところです。

熱田委員) 今回これを、景観重要建造物に指定予定にするにあたって、確か地域とのまちづくりの推進をしましょうという話をしたと思います。こうして新たにできて、地域の方に、それは良いことだと評価してもらえているのか、そのあたりが今後の取り組みにも関わってくると思いますので、あれば教えていただきたいと思います。

事務局) 我々が把握している範囲でお話します。我々の方で、周辺の久松山山系の景観に関することや、「城跡観光推進計画(案)」については、地元に入らせていただいて、そちらの計画の方にはご理解いただいていると思っております。旧岡崎邸については、やはりまだ地元の意見が、収束できていない状況だと理解しています。歴史的建物として重要だから見守りたいという方もいる一方で、修復に時間がかかっている、現在やっと安全を確保した状態で次の方策を考えている経過の中で、見栄えが悪いという方もおられます。危険はないように、我々が現場を確認させていただいて、NPOの方にも危険と思われるような箇所には、立ち入り禁止の処置を取ってもらうように要請したりもしています。しかし、地域の方ではまだ、この建物に関していろいろな意見が拡散していて収束しきれていない状態です。我々としては、今回の緑化フェアに絡めながら、生垣景観等で引き続き景観について訴えていきたいと考えています。そういった景観と城跡周辺の魅力アップを訴えて行く活動が、このNPOの活動のバックアップとなればとも思っております。地域の方には、もう少し待つて良いものができてきたら、旧岡崎邸が何か地域の財産になるのではないかと考えてもらえたらと考えています。やはり所有者の努力なしで、我々が全部できる訳ではありません。我々も引き続き、周辺の土壌を整えて行く努力を続けたいと思っております。現在、正直言って全部のベクトルが揃っている状態ではないというのが、我々の感触です。

芦澤会長) 言われるとおりであります。もともとここに補助金を出す経緯が、地域の人達の間を重要視したいということでした。それを条件に補助をした訳です。それが無いところに、公共の費用を出す訳にはいかないという意見結論でした。市がそれを一生懸命にやるということではなくて、NPOの持ち主の方に、地域社会と相談し、

いろいろな話をする事や、地域社会と一緒に活動するまちづくりについて、協議をする等行動を起こすよう、市の方から促していただきたい。そして、NPOに積極的に動いてもらいたい。そうしないと、地域社会は受け入れないと思います。何回、市が言っても、当の持ち主がそっぽを向いているようでは、どうにもなりません。地域社会との連携を図ってもらわないと、最終的にこれを景観重要建造物に指定する段階が来た時に、そういうことができていないと指定することができなくなります。そうすると、公金を捨てたようなことになってしまいますから、ぜひとも、NPOにそのような活動を行うよう仕掛けていただきたいと思います。それでは次に、議事の方に入りたいと思います。議事（１）鳥取城跡観光推進計画（案）について、説明いただきますが、大変な案件ですので、今日だけで結論は出せないと思います。今日は説明を聞いて、大まかな質問等で留めていただき、次回に再度審議したいと思います。それでは、説明の方、よろしくお願いします。

4 議事

（１）鳥取城跡観光推進計画（案）について

※事務局から資料④－１，④－２，④－３，④－４を用いて報告：略

芦澤会長）概略を説明いただきましたが、詳しくは次回にご意見をいただきたいと思います。今の段階で、質問等ありましたらいただきたいと思います。

西垣委員）資料④－１、２頁の上位計画の参考の欄に記載してある、“電動のレンタサイクル”とありますが、これはオートバイのことですか。

事務局）いいえ、電動アシスト付の自転車のことです。

中島委員）次回詳しくお話しがあると思うのですが、鳥取城跡の話になると気になることがあります。ここにも、大手筋の復元とかが記載してあり、いかにして城跡の風情を出すかということで苦労なされた案があります。気になっているのは、懸案になっています西高のことです。このことについて、市のものではないですが、市としてのスタンスを具体的に協議されたりしているのでしょうか。というのも、私はずっと鳥取に住んでいますが、県外の友人が訪れる度に、西高の体育館を見て驚かれます。建物も以前は、城跡の風情に合ったものもありましたが、現在の西高を見ると、そのようなことに配慮した建物ではないように、個人的に感じています。私の友人も同じようなことを言っています。鳥取城跡の観光を考えた時、いくら市がお金を使って大手筋のようなものを整備しても、肝心の体育館があんな状態では良くないという気がしています。それについて何か、今でもお考えがあれば、教えてください。

芦澤会長）西高の移転について、言いにくいかもしれませんが、市の考え方があればお願いします。

事務局>都市企画課だけでは抱えきれないものですから、他の関係課に最新の状況を確認しまして、できれば次回、回答させていただけないでしょうか。

芦澤会長) はい、解りました。基本的に景観の問題として捉えるならば、あったらおかしいものだと思います。ただその中には、市民感情などいろいろな状況があり、それらを勘案して残すことになったと思います。純粋な景観上の問題として考えると、当然無い方が良くと思います。だけど、その方向で進んでいるものを変えるのは難しいところがあります。またそのあたりのことを市の考え方として、まとめていただければと思います。また、あの城は周りでいろいろなことがあるのですが、現在、石垣を修理しています。この間も見ましたが、あれだけ広い石垣をきちんと復元して、下から眺めると背景が山で、すばらしい景観になると思います。それだけで十分に、観光資源に成り得ると思います。従って、何箇所か石垣を眺めるようなビューポイントの整備が必要になると思います。そうすると、先程の西高の体育館が邪魔になってしまいます。それから、いろいろな森もあり、木が邪魔で見えないところもあります。そういう木は伐採するのではなく、枝数を少なくして透かしていくことにより、石垣を見せるよう考えたりすれば良いと思います。私がいつも言うのですが、和田山に竹田城があります。これは、姫路城と同じ工法で石垣を築いているのですが、あそこは、石垣だけを売りにして観光地としています。上には何もなく、桜が植えてあるだけです。それで、相当な人がやってきます。環境が山の天頂だから、360度見渡せ、非常に景観は良いです。だけど、竹田城の石垣より、こちらの石垣の方が見栄えがするような気がしています。景観というのは、そこに良いものがあったとしても、見る方の環境が良くないと良いものにはなりません。だから、ビューポイントの見る側の整備も、ひとつ考えなければいけないと感じております。できれば、久松山の天頂の石垣が見えでもすれば、より良いのにとと思います。なかなか難しいでしょうが。

中橋副会長) この計画を見せていただいて、何点か気が付いたことを言わせていただきます。一つ目は、今の会長の意見にもあったように、久松山はやはり市民のシンボルであります。ただ、このレポートの中には、久松山の分析された植生を踏まえた上で、山ですから四季を捉えた植生計画および景観計画を含んだ森林整備計画がないように思います。そのような山の森林整備計画を踏まえた、四季の久松山の計画、例えば春は桜、秋は紅葉、夏は新緑とありますが、こういった中でどういう緑を見せていくか、こういう理念が欲しいと思います。二つ目は、久松山の裏まで、ジオパークの範囲に含まれており、摩尼山はジオパークです。都市計画的にジオパークの区域を少し延長し久松山も取り込んで、一体的な里山歴史公園というような言い方で、鳥取城跡も絡めて包括的な都市計画の位置づけができないかというのが、私の望みです。三つ目は、こういうものにはマネジメントが必要です。ストックマネジメントと言いまして、このような資産があれば、それをどのように使い込んでいくのか、というのが問われています。いわゆる空間経営になるのですが、空間整

備については、よく話にでます。しかし、これをいかに使っていかかということを考えてら良いのではと思います。これは、部長の専門だと思いますが、国の歴史まちづくりのモデル事業か何かに取り入れられるのではないかという気がします。そのような事業を国が、歴まちを用いて四国の方で実施しているということも聞いたことがあります。その他、“鳥取らしさ”というような文言があります。例えば、サインは、このようにメタリックな感じでなく、いっそのこと鳥取産の材木をうまく利用する。耐久性がないという批判が過去にありましたが、非常に改良されています。そのような形で、鳥取の地産地消材料を、うまくこの中に絡め込んで行けば、“鳥取さしき”がでてくるのではないのでしょうか。さっと読ませていただいた中で、参考意見として聞いていただければと思います。

芦澤会長) はい、ありがとうございます。観光というのは、ただものを観るというだけのことで、その住民、人とのふれあいが非常に大事です。地域住民のいろんな意見を集約して、地域住民が率先していく機運を盛り上げて行って欲しいと思います。そのようなことから始めないと、上の方から決められたことを与えるばかりではいけないと思います。あの地域については、住民が少ないところではありますが、自治会や公民館活動を通して、いろんな議論を展開していくような作業をしてもらいたいと思います。これ以外に、何かありますか。

熱田委員) 今後、検討の中で課題整理をされると思います。観光という視点が出てきますので、県外から来られる方々への対応ということで、我々中活の議論の中でもよく問題になるが、観光バスをどこに停めるかということです。今回このような整備をすることにより、当然、県外の方も来られます。そういう駐車場の計画、どこにどのように停めて、どのように動かしていくか、ということを経験した課題整理に入れておかないと、後付では景観上の問題も出てくると思います。どこにどうすれば良いか、私にも今すぐには言えませんが、そのような視点を入れてはどうかと思います。観光の話になった時、必ず出てくる課題だということです。それから、11頁に市民参画ということが書いてあります。これについては、エリアも広範囲となっていますが、是非強力に進めていただきたいと思います。

西垣委員) 最近、テレビで見えて気づいたのですが、市街地が映った時に、マンションと久松山が同じような高さに見えます。久松山を眺める場合、いちばん良いのは駅前からだと感じています。ですから、下手に車で人を呼び込むよりは、できるだけ汽車などの公共交通を利用してもらいたいと思っています。車で来られる方には、久松山方面への誘導表示を充実させ、駐車後は観光ガイドの方を中心に案内していただき、その案内の道具としてサインを使われたら良いのではと思います。

松島委員) この6月9日、10日と久松公園を会場にB-1グランプリが開催されます。これについては、中心市街地の活性化を含めて、会場選定されていると思っています。

このイベントに、全国とは言いませんが、中四国、近畿あたりから来られると思います。別の組織のことと思われるが、それに対する、対策、宣伝等何か考えていますか。

事務局>当然、市としてバックアップしています。別の駐車場からシャトルバスで送迎することで、この周辺の住環境に配慮し、公園としても元のとおりにはできるという観点で、我々は見えています。そういう観点以外のことについては、今とっさに答えられない状態です。

芦澤会長) 大体、今の段階での大雑把な意見等をいただきました。観光とは言いますが、久松地区の整備によって、地域住民つまり市民が、本当に快適で過ごせるような空間が大事であると思います。何もよそから観光に来てもらうために整備するという考え方ではなくて、住んでいる人達が快適に暮らせる、気持ちよく暮らせる街をつくるというのが基本だと思います。人が来たが、生活の匂いがしない単なる見世物とならないように開発して行きたいと思います。みなさんも、じっくり目を通していただいて、次回、いろんな意見や考えを出していただきたいと思います。それでは次の議事(2)鳥取市景観計画(変更案)に対する都市計画審議会の意見書に対する回答(案)について、説明をお願いします。

4 議事

(2) 鳥取市景観計画(変更案)に対する都市計画審議会の意見書に対する回答(案)について

※事務局から資料⑤を用いて報告：略

芦澤会長) 説明いただきましたが、ご意見等ありますか。

西垣委員) 資料⑤の4ですが、サインというのは解るのですが、このサインには図柄や記号の他に補足的な文字が入るのですか。というのも、今まで私はサインというものをよく解っておりませんで、よく高速道路なんかに出ているようなものことでしょうか。そこで、調べようとしたのですが、調べる方法も解りませんでした。本当にサインという意味をどこまで知っているのか、他の方も知っているのかどうか疑問でした。もし、サインの記号だけを渡されたら、理解できるかということもあります。ということは、サインの記号の下に何かしら補足的な文字を入れたほうが良いのではと思っています。

事務局>誤解があるのかもしれませんが、サインは格好良くデザインしようというのが趣旨ではありません。少しでも解る方を増やすことを目的に設置するものです。当然、文字による補足が必要な時には、入れていくものです。伝えるために、場合によっては、漢字が読めない海外の方や子供にも、より広く伝えるためのサインです

ので、サインのマークだけしか表示してはいけないというような趣旨で行っているものではありません。そこは、適宜適切に文字によって補って、より広い方にきちんと伝わるサインを目指したいと思っております。

芦澤会長) 文字もあれば電子的なものもあります。

中橋副会長) 具体的な方法で言うと、いわゆる絵文字、ピクトグラムです。例えば、非常階段とかは、すぐに解ります。あの様に絵のデザインを入れて、文字で補足していく。そのように、デザイン的に取り入れる方法があります。一目見ると、かなり活字ばかりで解りにくいですが、このようなサインは総合説明であり、次の誘導とかのサインには、絵文字的なものが必要になります。これは、今後のディテールの話ですから、設計の段階の中で、反映していけば良いと思います。

芦澤会長) ピクトグラムだけで統一すれば、きれいで面白い良い街になるのだけれども、なかなか理解できるものではありません。ヨーロッパの方に行けば、どこもそうなっています。それは、文化的にいろんな民族があり、言葉が通じないことがあるから、絵で表示したということです。

熱田委員) 資料⑤の3のところ、過去の経緯がそれぞれあって、私が知らないところがあったら不勉強で申し訳ないのですが、景観からの建物高さ制限基準、その他もろもろの指摘に対して、現在、高さ制限はしていないとしています。今後の書きぶりのところで、語尾のあたり、もう少し積極的な書きぶりにならないものかと思います。積極的にやりますとは書けないのですが、是非検討していただきたいという気持ちでいます。今後、そういうことも、求められるような気がします。ですから、スケジュール感を入れるとか、言葉ぶりはお任せしますが、もう少し考えていただけたらと思います。

中橋副会長) 補足させていただきます。確かに私も、問題だと思います。例えば、大阪の御堂筋がなぜ美しいかと言うと、高さ制限しているからです。それを今、開発を公開工事の制度を取り入れ、建ぺい率を抑えて容積率の緩和をしていくと、統一感を持った景観が崩れてきます。都市には、そういうものを造って良いところと悪いところがあります。そのような話は、やはり行政がトータル的に市街化区域の土地利用用途を調べた上での書き様にしなければ、先程のような指摘があると思います。それと、もうひとつ怖いのが、資料⑤の2です。“地域からの要望として随時受け付け、その都度景観形成審議会に諮ります。”としていることです。これも、すべてあなた任せですという表現に見えます。そうではなく、行政の技術レベルである程度コントロールできる、保全修復誘導とかという部分については、行政で指導する。どうしても手に負えない案件を、我々に回してもらわなければ、常に我々が出ていかななくてはならないような話になります。そのへんについては、行政が自分達の考え方

を持って、市政運営の中で考えていただきたいと思います。

芦澤会長) 景観法における地域指定とかいうのは、地域社会から持ち上がり指定していくという方針です。ですから、行政がどこかを指定するというだけでなく、地域の人達がきちんと上げてきてやらなければいけないと、私は思っています。それには、行政が、仕掛けをしたりすることも必要かもしれません。私は、基本的にはこれで良いと思っています。それともうひとつは、都市計画法に基づく高さ制限のことで、これは景観法とか景観上の問題、景観価値によって定めるのは、法的に難しいと思っています。現在の日本の都市計画の仕事というのは、行政が行っています。ヨーロッパやアメリカでは、民間つまり住民の仕事になっています。自分達の街づくりは、みんなが寄って計画を立て実施しています。ところが日本の場合にはそうでなく、全国一律の建築基準法の用途地域で制限しています。だから、鳥取市だけ別のもので規制は難しいと思います。ただ、それが民間、住民レベルの都市計画の作業となると、地域に応じた都市計画というものを作っていき、変えていくことができると思います。今の段階では、用途地域や建築基準法で決められているため、難しく悩ましいものとなっています。だから、反対運動したりして、社会的にコストが失われていると言えると思います。景観法でも定められないくらいであるから、鳥取市だけ景観条例等によって定めようとするのは、難しいところがあると思います。

池本委員) 京都の街は、どうなのですか。

芦澤会長) 京都の建物は、建物自体の制限はしていないと思います。だから景観にそぐわないような建物については、住民パワーによって変更を求めています。それを業者の方が、飲むか飲まないかというところで、法的にはありません。

中島委員) 条例では決められない訳ですか。

芦澤会長) 条例で決めても、なかなかうまくいきません。以前の西町の件を見ても、難しいところがあると思います。

中島委員) 都市計画法に基づいてはできないかもしれませんが、他のことを用いてできないのですか。よくある、伝統家屋保存地区の指定というようなことで、できないのでしょうか。鳥取ではできないと思いますが。こういったことを使えば、もし使うことができれば、できるように思うのですが。

芦澤会長) それとは、また違います。条例ではなくて、別の法律が関わってきます。

池本委員) 武蔵野市のマンションは、一度裁判となり、減築云々という話でしたが、また元に戻ってしまっていると思いますが。

芦澤会長) 鳥取でも、西町の件で相当問題となりました。審議会でも審議し、条例に基づいて指導を行ったこともありました。そうしたところ、設計者がどうしたかという、もっと悪い計画を持ってきて、認めてもらわなくても結構ですという態度でした。建築確認申請は、現在、役所でなくても民間で行うことができますから、そちらで確認申請は行いますということでした。そこに申請を出せば、建築基準法等によって、無条件に許可になってしまいます。そのようなこともありました。だから、条例で規制するのは、難しいところがあります。このような訴訟は、全国の至る所でおきています。

中島委員) それでは“検討していきたいと考える。”ということ自体、このような書き方で良いのですか。

芦澤会長) だから、“都市計画制度に基づく規制の中で検討していく”とするしかないと思います。

事務局>実際のところ今、開発圧力がない状況の中で規制だけ先に設けてどうするのかという意見の方が、現状では強いと思っています。開発圧力がある中であれば、都市計画的に規制をしなければいけないという話は当然出てきます。そこに景観の観点からも、久松山が見える範囲を考慮してくださいと、という言い方はできると思います。現在、駅周辺ですら開発圧力がなく、マンションが建たなくなっている状況の中で、規制を更に強めますということに踏み出すべきかどうかは、非常に悩むところです。“都市計画制度に基づく規制の中で”というのは、当然、開発圧力があれば、それは規制させるべきではないかという議論があり、その中で規制の形は景観に配慮したものにしていかなければいけないという意味での書き方としています。

芦澤会長) 大体私は、規制してあれはするなというような条例や法律が好きではありません。積極的に、そういう意識を持ちながら良いものを造っていくという方が良いと思います。日本の場合、まだ世の中のしくみがそうなっているので仕方ないと思っています。そのあたり考慮しながら、そのような案件がでてきたら、審議会で議論していけば良いと思っています。過去にも、地域住民にも参加してもらい公開で審議したこともあります。そのような議論を繰り返しながら、決めて行くという方法しか今のところないと思います。

中橋副会長) ただ、都市の全体的なマスタープランが必要だと思います。私が、鳥取に来て駅に降りて久松山を見た時に、ここには街路樹もなにもないと感じました。都市の風格、緑や建築物から成る都市の空間の理想を、私はある程度作れば良いと思います。その次に、要望が出てきたりした場合には、それを検討しながらやっていくというように柔軟的な捉え方をすれば良いと思います。都市の理想像の高さを持つことについては、大阪の御堂筋が証明していると思います。都市の景観というものは、歯

止めがないとばらばらになります。ですから高さに関しては、ある程度認識感を持ってやらないといけないと思います。だから、この表現については、少し気になります。

房安委員) 資料⑤の4、市民との協働について書いてあります。最近、自助や協働ということで“まちづくり”を行政と共に行いましょうとしています。市民の中のまちづくり協議会も、いろんな形で取り組みは行っています。先程、諏訪市の住民協定の話がありましたが、そのような住民協定ができれば、すばらしいことで、できれば良いとは思っています。まちづくりに熱心な方がいる時期は良いのですが、その方が引退してしまうと、引き継ぐ方がなかなかいないという現実があります。また、自治会組織が停滞しているのも、最近では集合住宅が多く建設され、そこに入居される方は、協働の意識が低く自治会に加入してくれないことも原因となっています。このような中で“地域住民との協働による維持・管理”ということは、地域と十分協議の上、協定を結ばないとなかなか難しいことではないかと感じています。街路樹もほとんど撤去されているという話でした。結局これも、これまで草取り等を行っていた方が高齢化し、後に続く方がいなくなったのがひとつの原因だと思います。住民協定については、その地域住民と十分協議を行った上、締結していただきたいと思っています。それと行政側も、一度協定を結ぶと何十年も続いていくというものでなく、定期的に、地域住民と見直していくというようなものにして欲しいと思います。

芦澤会長) 現実問題として、言われるとおりです。絶えずそういうことについて、気をつけながら、住民の意思を掘り起し、協定が続けられるように努めなければいけないと思います。そのような意味で、私も前から言っているのですが、景観やまちづくりのことに、各地域の自治会や公民館に人員を配置してはどうかと考えています。かつて鳥取県で、そのようなことを試みたこともあります。各町内会にひとりずつ配置し、その方が講習を受けたり、町内を見て回ったり、年に何回か報告したりしておりました。最初は無償で行ってもらっていたのですが、後になって無償では具合が悪くなり手当を付け、その代り報告の義務を課すようなことになって行きました。この試みは、現在では、全県的になくなっています。そのような制度を市で作って、絶えず地域住民の方に景観意識を喚起できればと思っています。

事務局> これらの回答については、事務局で再度検討させていただきます。イメージとしては、“現在のところ規制は行っていませんが、高さ規制の必要性につきまして、都市計画制度に基づく規制を含め検討していきたいと考えます。”という方向に検討を引き続き行いたいと考えます。実際、事務的に用意できていませんが、現在、街中のどの位置から久松山を見ることができるのか、それがこれ以上、街中から久松山を見ることができるビューポイントを減らしてはいけないということについての検討のたたき台になると思います。検討を引き続き行うけれども、現時点で結論はない

という形の書きぶりに改めて、みなさんにお示しできればと考えます。この会議終了後、急ぎの確認をファクスかメール等でお願ひすると思ひますので、ご協力いただければと思ひます。

芦澤会長) はい、解りました。それでは、その次の議事(3)鳥取市屋外広告物条例第6条第1項第2号の適用除外となる屋外広告物へ貼付する「適用除外シール」(案)の作成について、説明をお願ひします。

4 議事

- (3) 鳥取市屋外広告物条例第6条第1項第2項の適用除外となる屋外広告物へ貼付する「適用除外シール」(案)の作成について
※事務局から資料⑥を用いて報告：略

芦澤会長) このようなもので良いかどうか、みなさんに諮りたいということですか。

事務局>本来であれば、今後の具体的な国、県からの届出の手続きについて示してから、議事に取り上げて良かったのですが、前回の審議会で意見がありましたので、まずシールとはこのようなものと示させていただき、国、県に対しこのようなシールを貼らせてもらいますという方向で話を進めていきたいと考えています。

芦澤会長) どうですか、みなさん。国や県いろんなところからの公共サインだけでない屋外広告物の審査窓口はどこになるのですか。今まで、景観条例に基づいたものはなかったのですか。

事務局>全く、ありませんでした。基準に適合していれば、届出義務はありません。

芦澤会長) 基準に適合していれば、届出の必要がなかった訳ですね。

事務局>これまで届出がなかったもので、こちらに台帳みたいなものもありません。実際、使用目的が終わっているような表示もあり管理者が解らず苦慮しております。今後、設置管理者を把握する台帳を作成する意味合いも兼ねて、届出制をとりたいと考えています。

芦澤会長) 出てきたものについて、基準に適合しているかどうかは、事務局で確認しているのですね。

事務局>今まで、出てきておりませんので、これからはその方向でいきたいと考えています。しかし、すべてという訳にはいかないと思ひます。道路標識とか道路交通法に基づいたもの等は適用除外となりますので、そのようなもの以外のものと考えています。

国や県に対して、どこまでの広告物について届出してもらうかという問題があります。すぐには解決できる問題でないと思っておりますので、審議会に具体的な案を示しながら、みなさんと時間をかけて検討したいと思っております。今回、まずはシールをとということで、提案させていただきました。

芦澤会長) このような、シールでどうですか。色は白ですか。

事務局>現在と同じような、シルバーのシールで考えています。

芦澤会長) ビニール製で剥ぐって、貼るようなものですか。

事務局>そうです。

芦澤会長) 時間が経てば、劣化しますね。

事務局>そのようなこともあると思いますので、材質等についても検討していきたいと考えています。

芦澤会長) 景観の仕事に対しては、国や県も好き勝手に行って良いということはありません。やはり市に対して、実施することに関して報告は必要だと思います。知らないうちに、こんなものができているというのでは困ります。たぶん、景観に基づくことであれば、報告義務が必要で除外していなかったと思います。

事務局>景観計画等の基準に基づいて、届出が必要になっています。

芦澤会長) この件についてはよろしいでしょうか。それでは、これで進めていただきたいと思います。次の議事(4)鳥取市屋外広告物条例周知パンフレット(案)について、説明をお願いします。

4 議事

(4) 鳥取市屋外広告物条例周知パンフレット(案)について

※事務局から資料⑦を用いて報告：略

芦澤会長) このパンフレットというのは、一般市民に対するものですか。

事務局>そのとおりで、一般市民に周知するためのものです。

芦澤会長) そうであれば、使用している言葉が専門的すぎて解りづらいのと、もう少しイラストを駆使して、もう少し解りやすいものにする必要があると思います。伝えようと

している内容については、良いと思います。どうですか、みなさん。

房安委員) 屋外広告物条例を定めましたと記載されているのですが、許可なしで屋外広告を掲示したらどのようなことになるのか、罰金を取られるとか罰則規定的なことを記載された方が良いように感じます。

芦澤会長) あまり、条例で罰金というようなことはないと思っておりますが。

房安委員) 例えば、市の条例でもたばこのポイ捨てには、二万円以下の罰金というようなものがあつたと思います。

芦澤会長) でも違反した場合は、世間に公開するとか、いろいろな方法があると思いますので、記載する方が良いと思います。

房安委員) それから、今までなかった条例が新しくできる訳ですから、これまで掲示されているものについて、どういう取扱いになるのかも、記載が必要だと思います。

芦澤会長) 現在設置してあるものについては、次回更新時に、新条例に合致したもとしてもら、これが原則だと思います。現在あるものを、すぐに撤去することは、難しいと思います。そのような考え方も記載したほうが良いかもしれません。

池本委員) 適用除外広告物の中に“冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示、設置するもの”がありますが、このようなものも全部申請を受けて、適用除外シールを貼って行くのですか。

事務局>先程の適用除外のことですが、あれは一応、国や県に対するものと考えていただければと思います。

中島委員) そうすると公共団体といえば、選挙管理委員会のものはどうですか。

事務局>選挙管理委員会は、公職選挙法に基づいたものと位置づけられますので、それは明らかに適用除外となります。

中島委員) ポスターや立札に、シールが必要かどうかということですが。

事務局>今後、そのあたりについても検討が必要だとは思いますが、そういうものは明らかに適用除外になると考えています。

芦澤会長) 以前にも問題にしましたが、選挙看板は非常に行儀が悪いと考えています。選挙に

出ない人のものが残っていたり、禁止規制区域に設置してあったりと目に余ります。その時に私は、景観審議会として、意見したことがあります。その当時、公職選挙法における看板等の担当として議員がおられましたが、長年野放しで何もしない状態でした。こういうことが一番醜いと感じています。ですから再度、鳥取市の景観審議会から、景観上の問題として管理のお願いを出しても良いと考えています。管理は公職選挙法に則って行っていると思っています。

中島委員) 実効性の問題ですね。どこまで実効性が確保できるかが問題だと思います。

芦澤会長) そのあたり、イラストと使ったりして、中学生くらいの子供たちにも解るようなものにする方が良いと思います。以上ですが、他に何かありますか。なければ、時間も超過しましたので、これで終わりたいと思います。どうも、本日はありがとうございました。